

施設内感染予防対策指針

社会福祉法人むさしの郷

1、感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防に努めるとともに、感染症発生時の適切な対応等により施設内まん延を防止する措置を講じ、利用者へ安全で快適なサービスの提供を図る事を目的とする。

2、感染対策に関する基本的な考え方

障害者施設は感染が広がりやすい状況にあることを踏まえ、感染予防に留意し、感染症の発生の際は、速やかな特定と終息を図る事が重要である。その為、施設内での感染予防対策を全職員が把握し、指針に添ったサービスが提供できるよう本指針を作成する。

3、感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

- (1) 感染症対策マニュアル 感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。
- (2) 事業継続計画 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は、施設内にまん延が起こった場合であっても利用者が安全・安心してサービス提供が受けられるように事業継続計画を作成し定期的に見直しを行う。

4、感染症対策委員会

感染症リスクや予防するための課題を把握し、発生時の感染拡大を防止するための措置を講じるために協議を行い、対策等を職員へ周知するため事業所ごとに感染症対策委員会を設置する。また、委員会の議事録を作成し適切に保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知徹底します。

- (1) 委員会の構成員 管理者、支援部長、サービス管理責任者、看護師、栄養士、支援員、事務員
(支援部長を専任の感染対策担当者とする。)
- (2) 開催頻度 委員会は年4回定期的に開催する。また、必要に応じて臨時開催する。
- (3) 検討内容
 - ①感染症及び食中毒予防
 - ②感染症対策マニュアル及び事業計画の作成と見直し
 - ③具体的な感染症対策の立案・検証・修正
 - ④感染症対策の実施状況の把握と評価
 - ⑤職員への感染症対策研修の検討
 - ⑥感染症発生時の対応と原因などの分析、今後の対策検討
 - ⑦利用者・職員の感染症に関わる健康状態把握、予防接種の実施
 - ⑧季節または地域における感染症流行状況の把握
 - ⑨各関係機関との連携、その他必要な事項

5、職員に対する研修

感染症対策の基本的な考え方及び具体的な対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることで職員の知識と意識を高めること目的に実施する。

- (1) 研修の内容 感染症対策の基礎的内容の確認、感染症マニュアル及び事業継続計画の定期的な内容把握、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行う。
- (2) 種類と開催 ①年1回以上の定期的な研修
 ②新規採用時の感染対策の基礎知識研修
 ③新型感染症の流行が想定される場合など必要に応じて随時開催する研修

6、感染症発生時の対応

施設内感染や食中毒と思われる事例が発生した場合、速やかに管理者、支援部長、看護師に連絡する。連絡を受けた責任者等は、二次感染を防止するための指示を行い、現場は指示のもと初期対応と感染の拡大防止に努める。また、当該施設のみでの対応が困難な場合は、同法人事業所及び地域ネットワークを活用し感染防御の協力を得る。

報告が義務付けられた感染規模または新型感染症などの感染拡大が懸念される場合は、行政庁及び保健所に報告を行う。

7、感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 感染予防策の遵守 職員は、感染症マニュアルに沿って業務に従事し、適切なマスクの着用、手洗い消毒の徹底に努める。
- (2) 情報共有 感染症予防のため周辺地域の発生状況や季節で流行する感染症に対する情報を法人事業所間で共有し迅速な対応がとれるよう職員へ情報提供を行う。
- (3) 健康管理および
 予防接種 職員は、施設での感染症拡大を防ぐため本人だけでなく家族の健康管理に留意するとともに、施設が実施するインフルエンザワクチン予防接種等に積極的に参加する。

8、指針の見直し・閲覧

本方針は、最新の知見に対応するよう定期的な見直しを行い必要な改正を行う。併せて感染症マニュアル及び事業継続計画についても見直しを行う。

また、本方針は、利用者及び家族等の求めに応じていつでも閲覧できるようにしておくとともに、ホームページに公表する。